

千葉県立幕張海浜病院 セーフティーコントロールチーム要領

- 1 この要領は医療安全管理委員会要綱第13条第1項及び第2項に規定するセーフティーコントロールチーム（以下「SCT」という。）の組織・運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 千葉県立幕張海浜病院SCTは、医療事故防止をはかるため、医療安全管理委員会の下部組織として、医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルの遵守状況などの監査、有効な対策の立案、実践を目的とし設置する。
- 3 SCTは、原則として毎月一回、活動する。
- 4 SCTは、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 事例の分析および監査
 - (2) 具体的な行動計画の立案
 - (3) 計画に基づいた業務の実践
 - (4) 実行結果が目標通りか、確認
 - (5) 実行結果の評価
- 5 SCTの構成員は、別表のとおりとする。
- 6 SCTでは、リーダー・サブリーダーを各1名置く。
 - (1) リーダーは、会務を総理し、チームを代表する。
 - (2) リーダーは、サブリーダーを指名する。
 - (3) サブリーダーは、リーダーを補佐し不在時には業務を遂行する。
- 6 チームの庶務は、医療安全室において処理する。
- 7 チームは、医療安全管理委員会に助言を求めることができる。
- 8 この要領に定めるもののほか、SCTの運営に関し必要な事項は医療安全委員会が規定する。

別表

リーダー	医療安全室長の指名による
サブリーダー	リーダーの指名による
メンバー	医療安全室 医師 看護師長 主任看護師(助産師) 薬剤師 臨床検査技師 臨床工学技士 放射線技師 理学療法士（作業療法士） その他委員長が必要と認めた者

※ 医療職3級以上の看護師又は助産師

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。